（特定連鎖化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第十一条　法第六十八条第三項の政令で定める審議会等は、産業構造審議会（同条第一項の勧告に係る措置が食品産業に係るものである場合にあっては、産業構造審議会及び食料・農業・農村政策審議会）とする。

（建設業法施行令の一部改正）

第二条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十八条中「並びに」を「、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項並びに」に改める。

（財政制度等審議会令の一部改正）

第三条　財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

五　物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

第六条第一項の表たばこ事業等分科会の項所掌事務の欄第五号中「その」を「審議会の」に改め、同欄に次の一号を加える。

六　物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（国税審議会令の一部改正）

第四条　国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条第三項」に「第二十五条第三項」に、「の規定」を「並びに物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項の規定」に改める。

第六条第一項の表酒類分科会の項及び第八条第四項中「並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項」を「、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項並びに物資の流通の効率化に関する法律第四十九条第三項」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第五条　食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに」を「、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十九条第三項及び第六十八条第三項並びに」に改める。

（産業構造審議会令の一部改正）

第六条　産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の七第三項及び」を「第七条の七第三項、」に、「の規定」を「及び物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の規定」に改める。

第六条第一項の表商務流通情報分科会の項下欄に次の一号を加える。

十　物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（交通政策審議会令の一部改正）

第七条　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「）及び」を「）、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）及び」に改める。

第六条第一項の表観光分科会の項中「及び」を「の規定により、及び」に、「より」を「基づき」に改め、同表海事分科会の項中「より」を「より、並びに物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づき」に改める。

附　則

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

条約

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年八月八日

内閣総理大臣　石破　茂

条約第七号

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定

日本国政府及びイタリア共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊（以下「イタリア軍隊」という。）との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びイタリア軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定は、日本国の自衛隊とイタリア軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a　日本国の自衛隊及びイタリア軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b　国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c　外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d　連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e　それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2　この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びイタリア軍隊が実施する。

第二条

1　いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はイタリア軍隊により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2　この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。